2019 (令和元) 年度 第2回外部監查委員会報告書

国立大学法人島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会規則第3条に基づき監査を実施したので、以下のとおり報告する。

日 時: 2020 (令和2) 年3月2日(月) 14時55分~17時15分

場 所: 島根大学医学部本部棟4階 第二会議室

監查委員: 二國則昭、大居慎治、大谷 順、坂本達夫

1 特定機能病院間相互のピアレビュー結果について

資料に基づき説明を受け、以下の確認をした。

- 一 医薬品等の緊急な添付文書改訂および緊急安全性情報等の発出について、「当院の 対応が特筆である」とされた点について
- 二 ピアレビュー結果の公表方法およびその活用について
- 三 医療安全・質向上のための相互チェックで、「院外の薬局との連携が独創的である」 とされた点について
- 四 入退院管理センターの業務において、「持参薬の細かい内容確認や栄養評価等を事前に行い、専門職種へとつながる仕組みには至っていない」とされた点について

2 病院機能評価の確認審査の概要について

資料に基づき説明を受け、以下の確認をした。

- 一 画像診断報告等の確認忘れの審査範囲について
- 二 RRSの体制・制度について

3 先進医療における医療安全の観点からの改善案等について

資料に基づき説明を受け、以下の確認をした。

- 一 研究者の、個人情報の取扱いに対する認識について
- 二 臨床研究における倫理感について
- 三 大学病院・医師の個人情報の取扱いに対する信頼性について

委員から、学生に対しても、倫理観の醸成を促す教育が必要ではないかとの意見が出された。

4 訴訟に至った経緯について

資料に基づき説明を受け、以下の意見が出された。

- 一 患者が亡くなった機序が分からない、遺族に説明ができない、あるいは遺族が説明 に納得していないときなど、遺族に、病理解剖の必要性を説明し同意してもらうよう 努めること。
- 二 インフォームド・コンセントにおいて、どこまでを伝えるべきか微妙な問題ではあるが、可能な限り、説明の文書に記載をしておくほうがよいのではないか。
- 三 医療者側からすればよく起こり得る事例であっても、患者側からすれば想定外と思

う例がある。そのような場合、的確にフォローをしておくことが肝要である。

5 次回の監査について

次回の監査委員会に、下記の資料を提出するよう要請した。

- 一 令和元年度のインシデントレポートまとめについて
- 二 患者からのクレームへの対応、処理の仕方について
- 三 働き方改革への対応について、医師の残業制限、有給休暇の5日間の取得等に対する取り組みについて

2020 (令和2) 年4月17日

島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会 委員長 二 國 則 昭